

令和3年度岩手県水防協議会 議事録

1 開催日時 令和3年5月26日(水)13:30~15:30

2 開催場所 エスポワールいわて 特別ホール

3 出席委員

中平善伸委員、大久保嘉二委員、香川賢士委員(代理:亀井火力調整幹部)、勝部修委員(代理:佐々木消防本部消防次長)、斉藤喜浩委員、鈴木克子委員、谷藤裕明委員(代理:吉田危機管理統括監)、千葉啓子委員、千葉とき子委員、中舘明委員、平井康幸委員、星伸寿委員(代理:高瀬設備部長)

4 次第

(1) 開会

(2) 県土整備部長挨拶

(3) 議事

ア 令和3年度岩手県水防計画について

イ その他

(4) 講演 「防災気象情報の利活用について」盛岡地方気象台長 中舘明 氏

(5) 閉会

5 議事録

○司会

皆様ご苦勞様でございます。定刻になりますので、只今から会議を開催させていただきたいと思っております。私、司会を務めさせていただきます河川課の小林と申します。どうぞよろしくお願ひします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。お配りしている資料ですが、次第、令和3年度岩手県水防協議会配布資料、令和3年度岩手県水防計画(案)、講演会のレジメ、それから、1枚目に『流域治水』の施策のイメージ」と記載された2枚ものの資料と、「大雨警報(浸水害)洪水警報の基準見直し(今年度の変更)」と記載された1枚の資料がございます。この2つの資料は、話題提供として岩手河川国道事務所様、気象台様から御提供いただきましたので、後ほど御説明いただきたいと思います。以上でございます。お手元にご覧いただけますでしょうか。

岩手県水防協議会についてでありますがお手元の令和3年度岩手県水防計画(案)327ページに水防法を掲載しておりますが、水防法第8条(329ページ)により、都道府県の水防計画その他、水防に関し重要な事項を調査審議いただくため、都道府県に水防協議会を置くことができることとなっており、岩手県においては、昭和24年から岩手県水防協議会条例により設置・運営してきているところでございます。

本日の議事といたしましては、水防法第7条第5項により、都道府県知事は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会に諮らなければならないこととされていることから、令和3年度岩手県水防計画を策定するに当たり、計画案を御審議いただくこととしております。

なお、議事終了後は、盛岡地方気象台 台長の 中館明様から御講演をいただくこととしております。

それでは、ただ今から、令和3年度岩手県水防協議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、会議成立の御報告を申し上げます。

本日は、委員定数13名のうち、本人出席 7名、委任状代理出席 5名、計12名の御出席をいただいております。岩手県水防協議会条例第4条第3項の規定による委員数の2分の1以上の御出席をいただきましたことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

なお、当協議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、非公開に該当する事項がないことから、公開することとしておりますので、御了承願います。

それでは、協議会の開催に当たりまして、中平岩手県県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○中平県土整備部長

皆様お世話になります。県土整備部長の中平でございます。今日は大変お忙しい中、皆様お集まりいただきありがとうございます。また本県の水防行政につきまして、日頃からご協力いただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

全国で毎年のように激しい災害が発生しております。既に今年に入ってから、九州では大きな水害が発生しておりまして、本県におきましても、平成28年の台風第10号の岩泉町を始めとした大きな水害、そして、令和元年の東日本台風では、沿岸部を中心として、土砂災害や氾濫災害があり、気候変動による影響というものを皆様実感として感じられているところだと思います。

こういった気候変動による激甚化する水害に対して、国の方では流域治水という施策が打ち出されました。あらゆる関係者が協働して取り組むというものでございます。

これまで、ハード・ソフト一体となって取り組むということは、今まで皆様行ってきた

ところですけど、この流域治水はこれまで行ってきたことと何が違うのか、それぞれ切り口はあろうとは思いますが、流域治水のキーワードとなっている、流域のあらゆる関係者が協働して取り組むという、まさに施策よりも取り組む人に着目しているというものが一つ着目すべきキーワードとっております。それはまさに水防法そのものと思っております。

この水防法は歴史が古く、まさにこの流域治水の施策の原点そのものが、この積み重ねだったと思っております。岩手における水防行政の積み重ねが今日の計画には反映させていただいているところがございますので、皆様からの忌憚のない御意見を頂戴して、よりよい岩手の水防行政に繋げていきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、本日御出席の委員の皆様でございますが、大変恐縮ですが、お手元の出席者名簿、それから配席図、こちらによりまして、御紹介に代えさせていただきたいと存じます。

次に、議長についてであります。岩手県水防協議会条例第2条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますが、会長であります知事は、本日、所用のため欠席しておりますことから、同条例第2条第2項の規定により会長職務代理者として、岩手県県土整備部長の中平委員が指名されておりますので、中平委員をお願いいたします。

それでは、中平委員、議長席に御移動いただきまして、議事進行をお願いいたします。

○議長

会長より指名を受けておりますので、議長を務めさせていただきます。早速、議事に入ります。「令和3年度岩手県水防計画について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

岩手県県土整備部河川課流域治水課長の菊地と申します。

お配りしております「令和3年度岩手県水防計画(案)」について説明する前に、参考資料としてお配りしております「県管理河川における防災・減災のための主な取組」について、水防計画と関係する部分もございますので、先にご紹介させていただきます。

大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

お手元の資料の1ページ目をご覧ください。こちらがこれから説明させていただく内容

となっておりますので、順番に説明させていただきます。

2ページをご覧ください。まず大規模氾濫減災協議会の取組についてです。この大規模氾濫減災協議会というのは、平成28年8月の台風第10号により、岩泉町の小本川など県が管理する中小河川において甚大な被害を受けたことなどを契機とし、河川にかかるハード整備とソフト施策について、河川管理者である国、県、沿川市町村などが一体となって取組を行っていきましようということで平成29年に設立されたものです。協議会は県内3つの圏域に分けられており、水位周知河川指定などの5ヶ年計画を策定し取り組んできたところです。令和3年度は、5ヶ年計画の最終年でもあるため、5ヶ年計画の取りまとめや次期5ヶ年計画の策定を進めていきたいと考えております。

次に3ページをご覧ください。こちらは流域治水協議会の取組についてです。近年災害が激甚化・頻発化し、河川管理者のハード対策やソフト施策だけでは対応しきれないことが多くなってきております。このことから、流域全体のあらゆる関係者が協力し、治水対策を協議し合う場として流域治水協議会の設置を進めております。昨年度一級河川北上川水系と馬淵川水系、二級河川小本川水系において、協議会を設置し、令和3年3月30日に流域治水プロジェクトを公表したところです。流域治水プロジェクトとは、これまでの河川整備に加え、利水ダムの事前放流や下水道施設での貯留、水田での貯留や森林整備、治山対策、その他には浸水リスクが高い区域には土地利用規制を検討したりするなどあらゆる関係者が主体となって治水対策を行っていきこうというものです。県では、今年度小本川以外の4つの二級河川についても協議会を立ち上げ、プロジェクトを策定していきたいと考えております。

4ページですが、参考までに先程ご紹介した小本川水系のプロジェクトの内容を記載させていただきました。氾濫をできるだけ防ぐための対策として、河道改修や河道掘削、砂防堰堤整備や、治山施設整備などを行うとともに、被害対象を減少させるために輪中堤整備や宅地嵩上げ、災害危険区域の設定に取り組むこととしています。また被害軽減・早期復旧復興のための対策として、要配慮者利用施設の避難確保計画策定と訓練の実施や防災士育成講座の開催などあらゆる関係者と協力して取り組んでいきたいと考えております。ちなみにこの小本川水系については、山間部の流域治水ということで全国でも先進事例になるものと考えており、他水系の河川においても一層取組を進めていきたいと考えております。

次に5ページをご覧ください。こちらでは水防法に基づく取組について記載しております。なお、本日開催しております水防協議会ですが、水防法第8条で水防協議会を設置し、県の水防計画等を調査審議するということが規定されております。次に、住民の円滑かつ

迅速な避難のための主な取組をその下に記載しています。水位周知河川指定を行った河川については、次に洪水浸水想定区域図を作成することになっており、浸水想定区域図が指定された場合、市町村は地域防災計画への必要事項の記載とハザードマップの作成配布が義務付けられます。また、地域防災計画に記載された洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、避難確保計画を策定し、避難訓練も実施しなければなりません。このように水防法では、住民等が円滑かつ迅速に避難できるように法的な義務付けがなされております。

次に6ページをご覧ください。それぞれの機関が、先ほど御説明した法定義務以外で取り組んでいる「その他の施策」についてご紹介させていただきます。県では水位周知河川におけるホットラインの実施や、タイムラインの策定、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置なども行っています。この部分については、あとで細かく説明させていただきます。市町村としては防災士の育成、出前講座、マイタイムラインの策定支援などを行っています。また要配慮者利用施設といたしましては、近隣企業と災害時の支援協定の締結等を行っている自治体もございます。

それでは県の取組について、もう少し細かくお話ししたいと思います。7ページをご覧ください。こちらは水位周知河川の指定についてです。水位周知河川は、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、氾濫危険水位等の基準水位を定めた河川となります。水位周知河川の指定は大規模氾濫減災協議会で5ヶ年の計画を定めており、5ヶ年で20河川を水位周知河川に指定することとしております。現在令和2年度までに16河川指定を行っており、今年度新たに4河川指定する予定としております。

次に8ページをご覧ください。こちらは洪水浸水想定区域の指定状況になります。洪水浸水想定区域は、氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を示したものです。これまでは河川整備基本方針に規定する基本高水の設定の前提となる降雨である計画規模を前提として、浸水想定区域図の作成を進めていたところですが、平成27年5月の水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を公表することとなりました。こちらは大規模氾濫減災協議会で5ヶ年の計画を定めており、5ヶ年で44河川指定する予定としております。現在令和2年度までに26河川指定しており、今年度は新たに18河川指定する予定としております。参考ですが、明後日5月28日には新たに閉伊川と津軽石川で指定を予定しております。指定後には、皆様に告示文や図面の写しを送付させていただきますのでよろしく願いいたします。

次に9ページをご覧ください。こちらは洪水ハザードマップの作成状況になります。令

和2年度末現在29市町村で作成済みとなっており、このうち、想定最大規模の降雨に基づいて作成を行っている市町村は17市町村です。水防法に基づき想定最大規模の洪水浸水想定区域の作成を順次行っておりますので、今後想定最大規模でハザードマップを作成する市町村が増えてくるものと考えております。

10 ページをご覧ください。こちらはホットラインについてとなっております。水位周知河川において、各基準水位が設定されておりますが、避難判断水位を超過するおそれがある場合、県から市町村長等へ超過する恐れがある旨連絡を行うものとなっております。これまで延べ103市町村141回ホットラインを実施している状況です。

11 ページをご覧ください。こちらはタイムラインとなっております。これはどのタイミングでどのような行動を取る必要があるのかというものを関係機関で共有しているものです。昨年度までに指定された水位周知河川については、昨年度中に全ての河川でタイムラインを策定し運用しているところです。なお、先週5月20日からは災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、避難指示へ一本化されることとなったため、今後このタイムラインについても順次修正していきたいと考えております。

12 ページをご覧ください。こちらは岩手県河川情報システムで確認できる情報について記載しています。このホームページでは、水位情報、雨量情報やカメラ画像を確認することができます。昨年度6月からカメラを大幅に増設したことで、多くの箇所でも洪水状況を確認することが出来るようになりました。また、このような情報を確認できるということは、アクセスも集中することになりますので、サーバーの増強工事も併せて実施、出水期に備えているところです。

最後に13ページをご覧ください。危機管理型水位の情報については、国で運営している「川の水位情報」で確認することが可能です。こちらのホームページについても、昨年度国の方でアクセス集中対策を行ったところです。また、下段に記載しておりますが、いわてモバイルメールといって、河川の水位が高くなった場合に、携帯電話にメールが送付されるものもございますので、適宜ご利用いただければと思います。

以上をもちまして、県管理河川における防災・減災のための主な取組についても説明を終わります。

続きまして、本日、御審議いただきます水防計画書の主な変更点について説明させていただきます。まず、水防計画とは、水防法の規定に基づき、洪水、津波、高潮等の際に水防団による水防活動が円滑に行われるよう、雨量や水位の観測箇所及び情報、水防活動が

必要となる区間、県や市町村の水防倉庫とその状況等を記載したもので、県が策定するものでございます。

水防法には、県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のために水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要に応じて変更しなければならないと規定されております。初めに御説明した県の施策や、水防活動の実態等を踏まえ、毎年、見直しを行っており、今年度も本格的な出水期を迎えるにあたり、昨年度の計画を見直し、更なる水防活動の充実を図ろうとするものです。今年度版に修正した資料が、今お開きになっている「令和3年度岩手県水防計画（案）」でございます。この計画案について、本協議会においてお諮りするものでございます。

また、参考までにですが、県に限らず、各市町村においても、区域内の詳細事項について、それぞれの水防計画を定めることとなっております。

こちらの水防計画（案）の変更点につきまして、お手元にお配りしております、「令和3年度岩手県水防協議会 配布資料」というクリップ止めの資料をご覧ください。

クリップをお取りいただきまして、A4縦の1ペーパー「資料1 令和元年度岩手県水防計画（案）変更要旨」とA3横の「資料2 令和元年度岩手県水防計画（案）変更対照表」を用いて変更点を御説明させていただきます。

まずは、変更要旨の1及び変更対照表の2ページをご覧ください。

第1章総則1.2用語の定義において、(17)の避難判断水位と(18)の氾濫危険水位を修正しております。【参考資料】で御説明した、先週20日の災害対策基本法の改正内容を反映させたものとなっております。

避難判断水位につきましては、同法改正前は、「避難準備・高齢者等避難開始発令」としておりましたが、これでは名称が長く、また、一般の人に求める「避難準備」から名称が始まるため、高齢者避難等に避難を求める情報であることが伝わりにくいため、早期の避難を促すターゲットを明確にするため、「高齢者等避難開始発令」に変更となりました。

氾濫危険水位につきましては、同法改正前は「避難勧告・避難指示の発令」としておりましたが、避難勧告、避難指示の意味の違いが分かりにくいため、避難のタイミングを明確にするため、「避難指示」に一本化となりました。

続きまして、変更要旨の2及び変更対照表の7ページ図表3-2をご覧ください。こちらは堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所、水防上特に注意を要する箇所である重要水防箇所の一覧表となっております。今回変更内容としましては、

岩手河川国道事務所の水防箇所別調書と整合を図ったものです。また大船渡土木センター管内の川原川及び長部川について復興事業により築堤部分が無くなり掘り込み河道となったことから、重要水防箇所から削除したものです。こちらは7ページから11ページまで同様の修正を行っております。

続きまして、変更要旨の3及び変更対照表の24ページ図表4-8をご覧ください。こちらは【参考資料】の7ページで御説明した、水防法で定める水位周知河川に指定している河川及び観測所の一覧表となっております。昨年度から、河川改修により想定している危険箇所が変更になった等の理由により、小本川赤鹿観測所、安家川日蔭観測所及び宇部川（上流）野田観測所について、基準水位を見直したことから、これを反映しております。

続きまして、変更要旨の4及び変更対照表の22ページの図表4-3をご覧ください。こちらは北上川上流の洪水予報について、情報の種類及び発令の基準について示しております。洪水予報河川は、水防法により規定されており、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川となっております。当県では岩手河川国道事務所管理の北上川水系が指定されているところです。

こちらについても、災害対策基本法改正に基づく修正と、平成31年3月に「避難勧告などに関するガイドライン」の改訂を受け、水位到達情報の発表に参考となる警戒レベルを付すこととなったため、これを反映しております。

続きまして、変更要旨の5及び変更対照表の40ページ図表5-4をご覧ください。こちらは水位の観測箇所の一覧を示しております。昨年度岩泉町及び田野畑村において、1箇所ずつ水位計を新設しております。なお、基準水位について補足ですが、観測所の受持ち区間の中で最も危険な箇所の評価高を、観測所地点に換算した水位となっております。今まで水防計画書に堤防高を記載し、併せて河川情報システムにも掲載しておりましたが、この堤防高はあくまで水位観測所地点の堤防高であり、危険箇所で氾濫開始する水位ではないため、不用な混乱を避けるために、今回削除しました。

続きまして、変更要旨の6変更対照表の52ページ図表16-1をご覧ください。こちらは【参考資料】8ページで御説明した、洪水浸水想定区域指定公表河川の一覧を示しております。参考資料の8ページをご覧くださいと思いますが、令和2年度末までに指定済みの河川のうち、昨年度は、矢作川、大槌川、小槌川、関口川、雫石川、和賀川の6河川について指定を行いましたので、こちらを水防計画に反映させたところです。

続きまして、変更要旨の7をご覧ください。その他として、(1)から(6)の軽微な変更内容を記載しております。

以上が、今年度の水防計画の主な変更点でございます。

資料3は、令和2年度に発生した地震や水防に係る気象警報等を時系列で整理したものでございます。

こちらの表の左側の番号で7番 7月11日～14日に大雨・洪水警報の発表があり、多くの事務所でホットラインを実施しております。また、馬淵川において、床下浸水2棟、護岸洗堀1箇所の被害がありました。

資料4は、過去10年間の公共土木施設災害の発生状況を参考としてまとめたものでございます。

平成23年の東日本大震災の災害発生件数と被害額は特別なものとして、平成25年、平成28年、令和元年の被害額が大きくなっています。

昨年においては、災害発生件数82、被害額約19億円となっており、過去10年間と比較しましてもやや少なかった年でございました。

以上で、令和3年度岩手県水防計画（案）の変更について、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

ただ今事務局から令和3年度の岩手県水防計画（案）の変更の内容について説明をいただきました。それでは委員の皆様から御意見・御質問を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

最初に御説明いただいた、小本川の流域治水プロジェクトの説明で、山間部の流域治水としては先進事例ということだったが、北上川等と比較して、山間部の流域治水にどのような特徴があるのか、詳しく教えてほしい。

○事務局

まず岩泉町の特徴として、集落が川沿いに点在していること、平場が狭いこと、山岳地系なので、河川の勾配も非常に厳しいところがあります。全体的な治水対策を行うには、河川の対策だけでなく、山の対策も大事になってきます。

今回流域プロジェクト策定の前に、平成28年の台風10号の被害を受けた、小本川流域の治水対策として、さまざまな主体が、今後どのような対策を行っていくか既に議論して

いたところでは、小本川の流域治水プロジェクトは、それらを持ち寄って整理したことに加えて、治山との関係を入れ込んでおります。

また、特に土地の利用制限である災害危険区域を指定し、そこに住家を建てる際には宅盤を一定の高さ以上とすること、また、土地の嵩上げもしています。具体的な土地利用計画まで踏み込んで、町で災害危険区域の指定等の対策を河川事業と併せて進めているところでは。

○議長

少し捕捉させていただきます。まずは、流域の地形的なものとしては、平地が少ない中に集落が散在しているようなところでの治水対策が山間部の流域治水の特徴である中で、これを上流から下流まで一体となって治水対策を行っていくのが、これまでにない初めての取組となります。

岩手県の管理する小さな流域というのは、まさに山間部を多く抱えている、そういった意味で小本川のこういった取組が参考になるため、県内横に広げていこうというものです。

○委員

小本川のプロジェクト時代がひと段落するまでにはどのくらいの年月がかかるかものでしょうか。

○議長

ハード事業はあと2年くらいかかる予定です。ソフト対策、流域治水そのものは持続的に継続して取り組んで行くべきもので、世代が変わっても体制を変えず継続して取り組んでいく、といった意味も、流域治水のテーマとなっております。

○委員

今後は横の広がりにも期待していきたいと思う。

○議長

他にご質問ございませんでしょうか。それでは、令和3年度岩手県水防計画案は原案の通りとすることに異論はございませんでしょうか。

それはないようですのでこの水防計画、原案の通りと締結させていただきます。

それでは議事をすすめさせていただきます。

その他といたしまして今回情報提供として岩手河川国土事務所様、盛岡気象庁気象台様から資料をいただいておりますので、ご説明をいただきたいと思っております。

まずは岩手河川国土事務所様からご説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

(説明)

○議長

ありがとうございました。次に、盛岡気象台様から、「大雨警報（浸水害）洪水警報の基準見直し（今年度の変更）」について、お願いできますでしょうか。

(説明)

○司会

それでは、以上を持ちまして平成 29 年度岩手県水防協議会を閉会します。
委員の皆様方には御多用のところ、御出席いただきましてありがとうございました。